

# CU三多摩ニュース No.97

2023.10.1 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎/Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

HP アドレス <https://cu3tama.org>

## 東京の最低賃金は 1113 円になったけど、あなたの給料はこれを下回っていませんか？

東京の最低賃金は 10 月より 41 円上がり、時給 1113 円となります。月給者の賃金に換算すると月額 6500 円から 7000 円程度の賃上げとなります。月給者が最低賃金を下回っていないか、自分の給料表で確認してみましょう。計算方法は次のとおりです。

### 基本給+諸手当

(皆勤手当、通勤手当、残業手当、  
家族手当を除き、住宅手当を含む)

÷ 月平均所定労働時間

(年間所定総労働時間 ÷ 12)

例えば、月平均所定労働時間が 160 時間の場合には、178,080 円未満は違法です。また、週 2 日の休みのみで、週 40 時間ぎりぎり年間を通じて働く場合には、年間 2085 時間となり、賃金総額は 2,320,605 円、(月給換算では約 193,384 円) を下回ると違法状態といえます。

月給者の皆さんの賃金も最低賃金を下回っていないかどうか、確認してみたいかどうか。最低賃金を下回る場合には、会社に申し出るか、組合にご相談ください。

## congratulations

国立ハンセン病資料館不当労働行為  
勝利で和解へ 分会から報告メール

9 月 13 日、中央労働委員会第 8 回目調査期日において、稲葉上道、大久保菜央両組合員に対する不当解雇事件が和解となりました。

今回の和解は、国公一般国立ハンセン病資料館分会が笹川保健財団に求めてきた、国立ハンセン病資料館の設立の経緯や目的を忘れることなく、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)を含む療養所入所者・元患者及びその家族の意向を尊重した資料館の管理運営を行うことを前提に成立しました。

- ・館内での組合活動を認めること、組合員の労働条件といった義務的団交事項以外について要望書を提出できるなど、健全な労使関係を構築すること
  - ・資料館運営に労働組合の意見を反映させる機会を保障すること
  - ・ハラスメント防止のための環境整備、外部通報窓口の設置などの対策をとること
  - ・和解金額以外を非開示としないこと
- との合意を獲得しました。

私たちの職場復帰は叶いませんでしたが、今回結成当初の目的の実現に向けた足がかりを手に入れることができました。

2020 年 3 月末の解雇以降 3 年半に渡り、みなさまには多大なご支援をいただきました。私たちがここまで闘えたのも、多くの方が署名やカンパ、抗議行動などで支えてくださったおかげです。心よりお礼申し上げます。

今後は、和解条項の実現に尽力してまいります。引き続き国公一般国立ハンセン病資料館分会をよろしく願い申し上げます。

国公一般国立ハンセン病資料館分会  
稲葉上道 大久保菜央

## 😊 組合員からの投稿

### “原水爆禁止世界大会 in 長崎”に参加して



8 月、原水爆禁止長崎大会に年金者組合多摩から参加しました。私の選んだ分科会「非核平和のア

山添さん

ジアと日本」では、沖縄をはじめとする南西諸島と、韓国、フィリピンなど東アジア各国代表の緊迫感溢れる発言を直接聞き、大きな収穫でした。

日本や東アジア地域の共通点は、皆が米国の関与を受け「台湾有事」に備え、「対中国戦略」として米国から武器を買い、大規模演習が常態化し、ミサイル配備が計画されているということです。南西諸島代表（与那国島）は、自衛隊誘致を始まりに、すべての島々にミサイル配備、強靱な地下基地が計画されていると現状報告。それはまるで「新しい戦前」そのものに思え、戦慄を覚えるものでした。

各国・地域代表の発言はミサイル基地や核に対する危機感が多数を占めましたが、締め言葉は「軍拡に反対し、戦争のないアジアを目指し連帯しよう！」という平和なアジアを希求する熱い思いに溢れたものでした。

分科会の最後に司会者は「世界の大きな流れは軍事同盟ではなく、核兵器禁止条約にある。手を取り合い平和の流れを作っていこう！」と力強く呼びかけました。9条を持つ日本こそ一刻も早く核兵器禁止条約を批准してほしいと思ったことでした。 山添 とも子（多摩市）

## 😊エネルギー溢れる日本のうたごえ祭典

75周年を迎えた日本のうたごえ祭典は北海道の札幌で8月25日から27日までの3日間開かれました。

全国各地域からの推薦を受けて集まった合唱団の発表会。特別音楽会では75周年を記念して池辺晋一朗さんら6人の作曲家による「平和」をテーマにした作品が発表され、うたごえ祭典は大いに盛り上がりました。作曲家の木下牧子さんは参加者の「ものすごい熱量にびっくり」との感想。

写真は札幌芸術の森野外ステージで歌うウクライナ出身のナターシャ・グジーさん。8月24



日はウクライナの独立記念日ですと語り、バンドーラの演奏でスペイン・カタロニア地方の『鳥のうた』を歌いました。その澄みきった歌声と祖国の平和への思いが聴いている人達の胸に深く響きました。

日本の平和運動を支えてきた、うたごえ運動の灯を若い人達に受け継いで欲しいと願わずにはいられない祭典でした。 中山倫子（三鷹）

## 働く者のための「労働法連続講座」第九回

### 『採用、退職と社会保険、労災保険』



9月16日の第九回講座のテーマは「退職と社会保険、労災保険」。講師は北村博昭特定社会保険労務士。

北村氏は本講座のテキスト日本労働弁護団編著の『労働相談実践マニュアル』により、講義を行いました、以下要約します。

#### 1、雇用保険制度

労働者を雇用しているすべての事業（5人未満を雇用する農林業は除く）に適用される。

（1）雇用されると同時に雇用保険被保険者

##### ①被保険者の種類

ア一般被保険者（外国人も）、イ高年齢被保険者（65才以上のウ・エを除く）、ウ短期雇用特例被保険者（季節的雇用）、エ日雇い労働被保険者（日々雇用される者）

##### ②適用除外者

ア労働時間が週20時間未満の者、イ日雇い労働者、ウ四カ月以内の季節的事业に雇用される者、エ学生又は生徒、オ公務員

\*会社役員や保険外交員、国外勤務者、外国人等の資格は詳細な検討が必要。

（2）失業等給付の概要

①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付（高齢医者雇、継続、介護休業）

（3）受給資格要件

①被保険者期間が2年間に12か月以上ある。  
②倒産又は解雇により離職した者は被保険者期間が通算6か月以上。

③特定理由離職者

ア有期雇用期間満了で雇用継続しない者、イ正当な理由で離職した者(疾病、妊娠等)

(4) 基本手当の支給開始時期

①職安に求職の申し込み後、7日過ぎから  
②自己都合退職2回目の時、待機期間は2か月。  
③自己都合退職でも正当な理由があれば給付制限は受けない。

(5) 基本手当の給付日数及び基本手当の額

年齢や被保険者期間により給付日数が異なるので注意。また、基本手当の額は賃金日額の50～80%で給付率は賃金日額により決定される。

(6) 受給手続き

①離職証明書及び離職票を、居住地の職業安定所に提出する。

②事業主が離職票を交付しないときはハローワークにその旨通告し、請求する。

(7) 労働相談のポイント

①離職票の離職理由が重要。解雇を争う場合は自分から「退職する」という発言はしない。

②事業主が示した離職理由に異議がある時は、離職者記入欄と事情記載欄に実際の離職理由を記載し、離職者本人の判断の欄の「異議あり」に○を付ける。



2、社会保険（健康保険・厚生年金）

①退職に伴う資格喪失

退職した日の翌日から資格が消滅する。

②任意継続

被保険者期間が2か月以上あった場合、事業主負担分を含めた保険料を支払えば2年間に限り継続できる。退職した日から20日以内に申し出る。

③解雇の効力を争う場合の被保険者資格

原則は解雇が法律違反の場合を除き資格喪失届けが行われる。但し解雇が無効となった時は、健康保険組合又は厚生労働大臣に足して保険給付を求める。

3、労災保険制度

(1) 労働相談のポイント

労働相談を受けた時は、まず証拠の収集・保全に努める。原則として、労災保険申請を先行させる。



(2) 労災保険の目的

①業務上又は通勤時の負傷や死亡について、本人や遺族に保険給付を行う。

②社会復帰促進事業を行う。

(3) 適用事業所

①全ての事業所(5人未満を雇用する農林水産業を除く)

②保険の適用者 働き方の別を問わず上記事業所に勤める労働者は全て対象。事業主が保険料を支払っていなくても給付の対象となる。不法就労の外国人労働者も含む。

(4) 労災・通勤災害の判断基準

①業務災害

ア業務遂行性(労働者が使用者の支配下にある)、イ業務起因性(支配下での危険が現実化したと認められる)

②通勤災害

ア住居と就業場所との間の往復、イ単身赴任先住居と帰省住居との往復。

③保険給付

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭保障給付、障害補償年金、介護保障給付金がある。

④請求権者は被災労働者又は遺族

⑤請求先

ア病院等で治療を受ける場合は病院での現物給付。申請は病院の窓口。イその他の給付は労基署。

⑥時効があるので注意

ア2年(療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護保障給付金、二次健康診断等給付)。

イ5年(障害補償給付、遺族補償給付)。

⑦厚生年金・国民年金との関係

受傷・発症から1年6か月经過すれば支給される。労災保険金との受給調整が行われる。

⑧実務上の争点

ア死亡・負傷・疾病と業務との因果関係、イ労働

者性の有無、ウ障害等級、エ過労死した被災者はサービス残業の未払い残業代が給付基礎日額に含まれるかが争点に。

#### ⑨行政不服審査等

労災給付の支給決定などに不服がある場合は不服審査請求、さらに行政訴訟を起こすことができる。

#### (5) 解雇制限

①療養休業期間とその後30日間は解雇できない。

②打ち切り保障による解雇制限の解除

療養開始後3年を経過しても治らない場合、ア使用者が平均賃金の1200日分の打ち切り保障を行う時、イ障害補償年金を受けている場合。

### 4、脳心臓疾患・精神障害者等の労災認定基準

#### (1) 脳心臓疾患

①脳心臓疾患の労災認定基準

一定の過重な業務上の負荷がかかったと考える場合に発症と業務の因果関係を認定する。

②労災認定を受ける要件

ア対象疾病(脳血管疾患、虚血性心疾患重篤な心不全)と発症時期重要

イ発症前に「異常な出来事」「短期間の過重業務」「長期間の過重業務」のいずれかがあれば認められる

③持病・既往歴との関係

自然経過を超えて増悪させる原因があれば認められる。

#### (2) 精神障害の労災認定基準

①発病の有無と発病の時期が重要

②対象疾病

ICD-10(国際疾病分類表)中、統合失調症、統合市長賞及び妄想性障害、気分障害等

③労災認定の要件

ア発病前6カ月の間に強い心理的負荷が認められること。イ業務以外で発病したと認められないこと

④自死の場合

正常な認識、行為選択能力の阻害、自殺を抑制する力が阻害されている状態にあったと推定される時。

⑤業務とは関係のない発病の事案でも、特別な

出来事に該当する事案があった時、認定される。

### 5、この講義のまとめ

雇用保険、社会保険、労働災害の資格要件や受給要件は複雑なものもある。相談の際は、個々のおかれた条件も様々である。従って、条件を詳しく検討することが必要で、それなくしては労働者の利益を守ることができない。

### □次回の講座

テーマは「ハラスメント等」

10月21日(土)、午後1時半～4時

北多摩西教育会館(CU三多摩事務所3階)

お忘れなく。新規参加の方も大歓迎です。

事務所にお電話ください。

### 10月のイベント 【横田基地をもっと知ろう!】

### 第14回横田基地も知らない! 沖縄とともに声をあげよう 市民交流集会

日時 10月29日(日)

場所 福生市民会館 大ホール

JR 青梅線「牛浜駅」下車徒歩5分

午前の部 10:00～

・上映「島を守る」と『石垣島』

午後の部 13:00～

・講演「外交でこそ日本国民の安全を守れ

講師 川田忠明さん(日本平和委員会)

・講演「食料安全保障崩壊」

講師 鈴木宣弘さん(東大教授)

・横田からの訴え

日米共同作戦

PFAS オスプレイ



**労** 働組合との邂逅は、30年以上前。個人加盟の組合として某労組が報道で取り上げられていたのが始まり。いざというとき駆け込む事もあるのでと気に留めていた。あれから十一年経て労働法を改めて学ぶと、不勉強、自力の無さ、すっかりポンコツ化した自分というものをシミジミ感じる今日この頃なのです。

新執行委員 梅田 浩正